

# 著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料

## (A I の利活用促進関係)

情報通信技術の進展等の著作物等の利用をめぐる環境の変化に対応し、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、電子計算機における著作物の利用に付随する利用、学校その他の教育機関における公衆送信、美術の著作物等の展示に伴う複製等をより円滑に行えるようにするための措置等を講ずるほか、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約(仮称)に対応するため、視覚障害者等に係る権利制限規定の対象者の範囲を拡大する。

- I. デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備  
【30条の4、47条の4、47条の5等関係】
- II. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備 【35条等関係】 (略)
- III. 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備 【37条関係】 (略)
- IV. アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等 【第31条、第47条、第67条等関係】 (略)

平成30年4月2日  
文化庁長官官房著作権課

## 問題の所在

○ IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術革新による「第4次産業革命」は我が国の生産性向上の鍵と位置づけられ、これらの技術を活用し著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析により付加価値を生み出すイノベーションの創出が期待されている。

○ しかし、現在の著作権法は、著作権者の許諾無く利用できる場合に関する規定（権利制限規定）を利用の目的や場面ごとに一定程度具体的に規定している。



○ このため、類似の行為でも条文上明記されていなければ、形式的には違法となり、利用の萎縮が生じているとの指摘や、技術革新を背景とした新たな著作物の利用ニーズへの対応が困難との指摘がある。

< 新たな著作物利用ニーズの例 >

- 所在検索サービス
- 情報解析サービス
- AIによる深層学習
- リバース・エンジニアリング(※) 等

(※) ソフトウェアの調査・解析のため、コンピュータ言語で書かれた内容を人間が読むことができる言語に変換等をする行為。



○ 環境変化に対応した著作物利用の円滑化を図り、新しいイノベーションを促進するため、柔軟な権利制限規定を整備。

○ 「柔軟性のある権利制限規定」の整備の考え方

規定の柔軟性を高めると、立法を待たずに新たな利用行為に対応できるというメリットがある反面、法規範が不明確になり予測可能性が低下するといったデメリットもある。

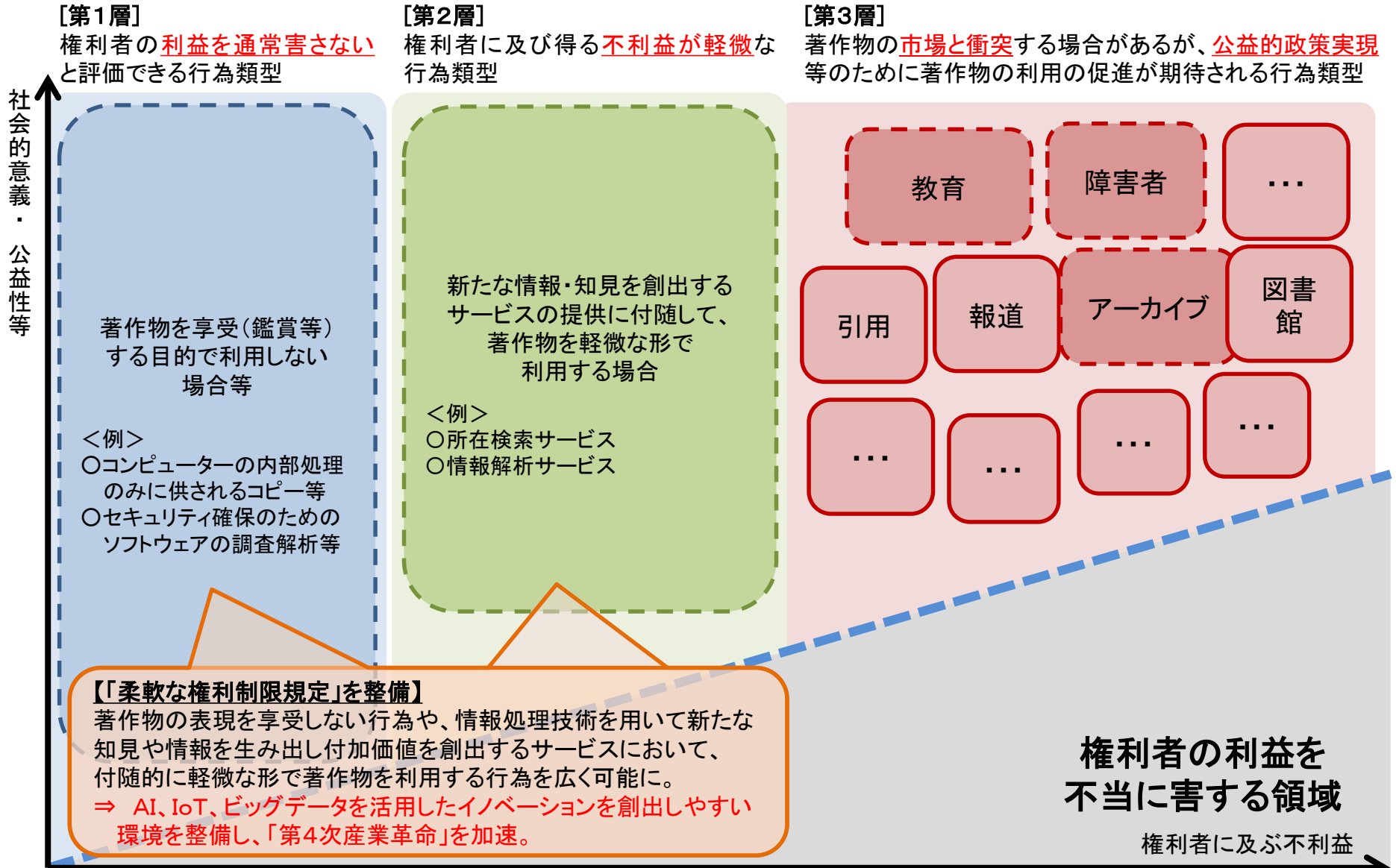
調査結果から、大半の企業や団体は高い法令順守意識から規定の柔軟性より明確性を重視していること等が判明したため、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定を組み合わせることが適当とされた。

## 検討の経緯

- 平成27年度 文化庁において広く国民から著作物利用の現在・将来のニーズを募集（企業等、個人から112件のニーズ提出）文化審議会に柔軟な権利制限規定について集中的・専門的に審議を行うためのワーキングチームを設置し、検討を開始
- 平成28年度 企業向けアンケート等、柔軟な権利制限の効果・影響に関する調査を実施
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ

# 権利制限規定に関する3つの「層」と「柔軟な権利制限規定」がカバーする範囲について

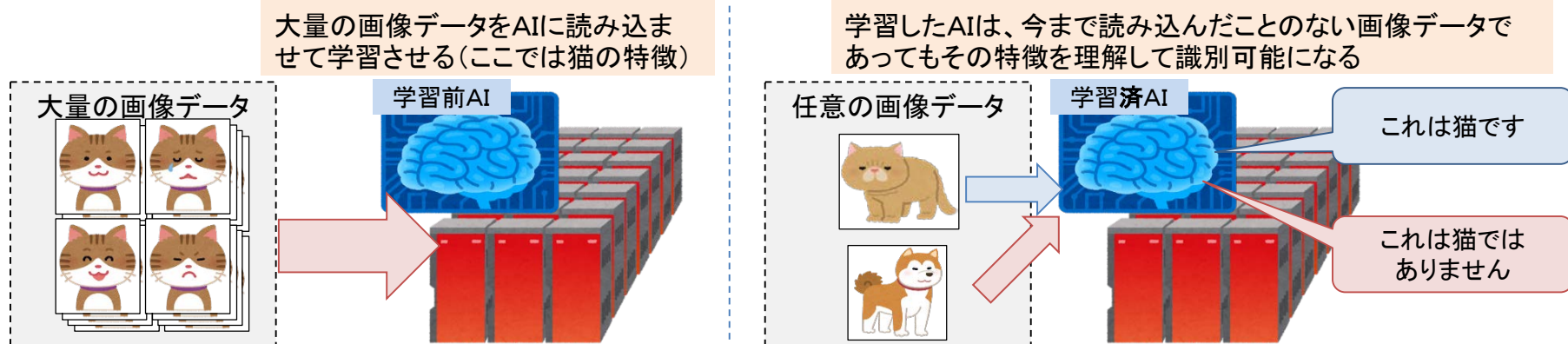
- 「文化審議会著作権分科会報告書」(平成29年4月)を踏まえ、権利者に及び得る不利益の度合いに応じて分類した3つの「層」のうち、権利者に及ぼす不利益が少ない「第1層」、「第2層」について、「柔軟性のある権利制限規定」を整備する。
- 「第3層」は、「私益(権利者の利益)」と「公益」との調整に関する政策判断を要するため、一義的には、利用の目的ごとに民主的正当性を有する立法府において制度の検討を行うことが適当。



# 「柔軟な権利制限規定」による対応が求められている新たなニーズの例

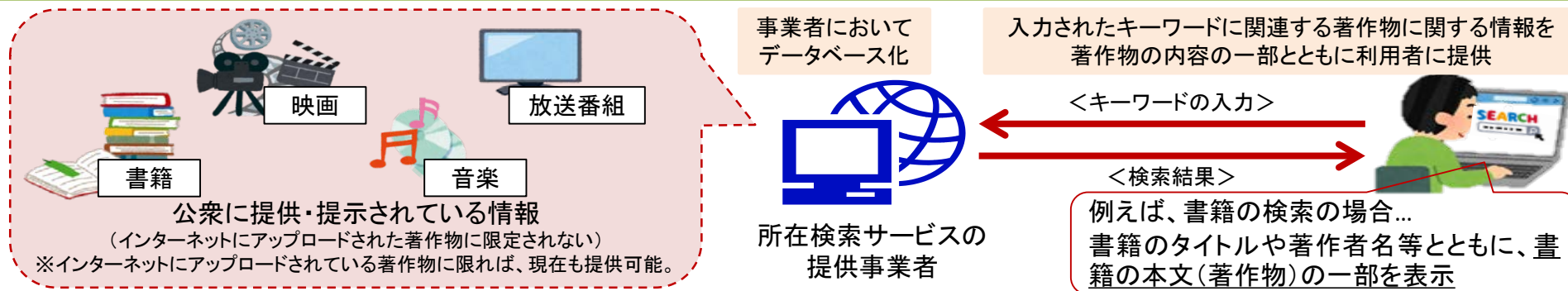
## AIによる深層学習

AIに大量の情報を入力して分析させ、人間のサポート無しにそれらの情報が何であるか等を判断できるようにする学習方法。



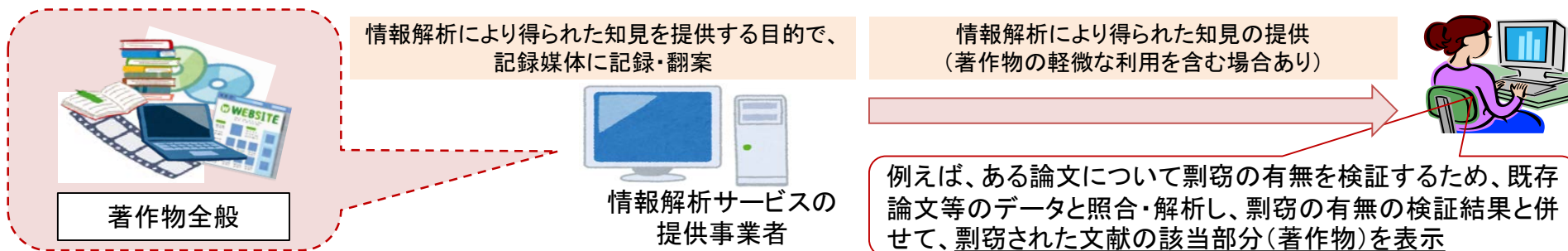
## 所在検索サービス

広く公衆がアクセス可能な情報の所在を検索可能にするとともに、その一部を検索結果と併せて表示するサービス



## 情報解析サービス

広く公衆がアクセス可能な情報を収集して解析し、求めに応じて解析結果を提供するサービス



# 「柔軟な権利制限規定」の整備のイメージ(概要)

- 現行法でも、第1層、第2層のコンセプトが妥当する権利制限規定が複数整備されている。
- 今回、現在把握されていないニーズや将来の新たなニーズに対応できるよう、**現行規定を包含するより包括的な3つの「柔軟な権利制限規定」を新設**する。改正に伴い、現行規定は削除し、これらを包含する新しい規定に統合する。

## <現行法>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

<b>30条の4</b> (著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用)	<b>AI開発</b> (ディープラーニングの一部)	<b>47条の7</b> (電子計算機による情報解析のための複製等)
<b>47条の4</b> (複製機器の修理・交換のための一時的複製)	<b>47条の5</b> (サーバー管理者による送信の障害防止や効率化等のための複製)	<b>サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析</b> (リバース・エンジニアリング)
<b>47条の8</b> (電子計算機におけるキャッシュのための複製)	<b>ネットワークの機能向上のためのキャッシュ</b>	<b>47条の9</b> (ネットワークを通じた情報提供準備に必要な情報処理のための複製等)

### 第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

<b>所在検索サービス</b>	<b>情報解析サービス</b>
<b>47条の6</b> (インターネット情報検索のための複製等)	<b>論文剽窃検証</b>
<b>書籍検索</b> Etc. Etc.	<b>口コミ分析</b> Etc. Etc.
Etc. Etc.	Etc. Etc.

## <新たに整備する「柔軟な権利制限規定」>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 新30条の4**  
(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)
- 新47条の4**  
(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)

### 第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

- 新47条の5**  
(新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等)



# 「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に関する権利制限規定(新30条の4)(第1層)

- 現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- 第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

## <現行法>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用(30条の4)

➡ 目的が「技術開発」等に限定されているため「基礎研究」等が対象外となる可能性

- 電子計算機による情報解析のための複製等(47条の7)

➡ 情報解析の方法が「統計的」な解析に限定されているため、AI開発のためのディープラーニングで採用されている「代数的」「幾何学的」な解析が対象外となる可能性

利用方法が「複製・翻案」に限定されているためAI開発用データセットを複数の事業者で共有する行為(「公衆送信」等)が対象外となる可能性

- サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析(リバース・エンジニアリング)

- その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(著作物の享受を目的としない行為)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

## <新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

- 著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用(新30条の4)

#### 【条文の骨子】

包括的に規定

著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

利用方法は限定せず

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**

- ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
- ② 情報解析
- ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用

どのような行為が上記に該当するかをわかりやすく示す観点(予測可能性の確保)から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

# 「電子計算機における著作物利用に付随する利用等」に関する権利制限規定(新47条の4)(第1層)

- **現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- **第1層**は、権利者の利益を通常害さない行為類型であることから、「**柔軟性の高い規定**」を整備。
- 具体的には、権利制限を正当化する根拠に着目した「**より抽象的な要件**」を規定し、その要件を満たす行為は**包括的に権利制限の対象とする**。その際、予測可能性の観点から現行規定を当該行為の例示として整理・統合。

## <現行法>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機におけるキャッシュのための複製(47条の8)

●サーバー管理者による送信障害防止等のための複製(47条の5)

➡ 目的が「送信障害防止」等に限定されており、送信が円滑又は効率的に行うためのキャッシュには様々なものがある中で、この限定に該当しないものは対象外となる可能性  
「複製」に限定されているため分散処理(グリッドコンピューティング)等「公衆送信」を伴うものが対象外となる可能性

●ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等(47条の9)

●複製機器の保守・修理のための一時的複製(47条の4第1項)

●複製機器の交換のための一時的複製(47条の4第2項)

➡ 「同機種」への交換に限定されているため「類似機種」への交換は対象外となる可能性

●サーバーの滅失等に伴ったバックアップのための複製(47条の5)

●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様の概念(電子計算機における著作物の利用に付随する利用等)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

## <新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」>

### 第1層(権利者の利益を通常害さない行為類型)

●電子計算機における著作物の利用に付随する利用等(新47条の4)

【条文の骨子】

<Ⅰ. キャッシュ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該利用に付随する利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。  
利用方法は限定せず

包括的に規定

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ①電子計算機におけるキャッシュのための複製
- ②サーバー管理者による送信障害防止等のための複製
- ③ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等

予測可能性確保の観点から、現行の関連規定にかかわる行為を本条の対象行為として例示

<Ⅱ. バックアップ等関係>

著作物は、次に掲げる場合その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態の維持・回復を目的とする場合には、その必要と認められる限度において、**いずれの方法によるかを問わず**、利用することができる。

ただし、著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。

- ①複製機器の保守・修理のための一時的複製
- ②複製機器の交換のための一時的複製
- ③サーバーの滅失等に備えたバックアップのための複製

# 「新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果の提供に付随する軽微利用等」に関する権利制限規定(新47条の5)(第2層)

- **現行規定**では利用目的や利用の態様に関し「**個別具体的な要件**」があり、現在又は将来のニーズへの対応に課題。
- **第2層**は、権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型であることから、**社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定**するとともに、**権利者の正当な利益保護のための一定の配慮**を行いつつ、**相当程度柔軟性のある規定**を整備。現行規定も整理・統合。

## ＜現行法＞

### 第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

#### ●インターネット情報検索のための複製等(47条の6)

➡ 対象となるサービスがインターネット情報検索に限定されているため、アナログ情報も含めた検索サービスや情報解析サービス(「書籍等の検索サービス」「論文剽窃検証サービス」等)の他のサービスは対象外。

#### ●その他の新たなニーズに関わる利用【規定なし】

➡ 同様のコンセプト(社会的意義の認められる電子計算機により新たな知見・情報を創出するサービスのための軽微な利用)が妥当する新たなニーズが将来生じたとしても、現行規定の対象外の行為に対応するにはその都度法改正が必要。

## ＜新たに整備する「柔軟性のある権利制限規定」＞

### 第2層(権利者に及ぶ不利益が軽微な行為類型)

#### 新たな知見・情報を創出する電子計算機による情報処理の結果提供に付随する軽微利用等(新47条の5)

##### 【条文の骨子】

社会的意義の認められる利用目的で大きくりに範囲を画定

著作物は、電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出する次に掲げる行為を行う者(政令で定める基準に従う者に限る。)は、必要と認められる限度において、当該情報処理の結果の提供に付随して、**いずれの方法によるかを問わず、軽微(※)な利用**を行うことができる。

利用方法は限定せず

権利者の利益への一定の配慮

(※)利用される著作物の割合、量、表示の精度等を総合考慮の上で判断。

ただし、**著作権者の利益を不当に害する場合はこの限りでない。**

- ① 所在検索サービス(=求める情報を特定するための情報や、その所在に関する情報を検索する行為)
- ② 情報解析サービス(=大量の情報を構成する要素を抽出し解析する行為)
- ③ ①②のほか、電子計算機による情報処理により新たな知見・情報を創出する行為であって国民生活の利便性向上に寄与するものとして政令で定めるもの

現在想定される利用目的を明記しつつ、将来のニーズにも対応できるようにバケット条項を整備(明確性・法的安定性の確保と対応の迅速性の観点から政令に委任)

※上記の準備のためのデータベースの作成等も権利制限の対象。